

神社合併度分商の由

神奈川縣高座郡田名村古宮八幡古香地

村社

八幡宮

明治四十二年四月六日付神奈川縣指令乙字一六五五號。依神社合併ノ許可相成ニ付左記神社本月六日本社ニ合併処分消。有ニ其間此段及リ屬ス也

左記

高座郡田名村古宮八幡古香地

魚格社

山王社

全所

四十九百六十番地

全所

諏訪社

本社指原社

五十七百三十四番地

魚格社

社宮司祠

高座郡田名村古宮八幡古香地

全所

御藏社

全所

五十九百四拾七番地

全所

天神社

全所

五十七百四拾七番地

全所

白山社

全所

五十八百五十七番地

全所

稻荷社

全所

二百二十番地

全所

天地社

全所

四十三百九番地

全所

石社

全所

二千八百三番地

全所

金刀比羅社

明治四十二年四月六日

五

八幡宮社等

堀田明石

